

美濃加茂市監査委員告示第 2 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和 7 年 9 月 1 9 日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則
同 田 口 智 子

- 1 対象の監査 令和 7 年度 6 月支払分の随時監査(財務監査)
- 2 監査実施日 令和 7 年 7 月 2 5 日
- 3 監査の結果を通知した日 令和 7 年 7 月 2 5 日
- 4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和 7 年 9 月 1 8 日
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

部署	監査の結果	措置の内容
議会事務局	【注意】 旅費の支給にあたって、研修旅費の支給マニュアル（キャリアサポート課所管）を準用している。研修旅費の借上げバスを使用する場合には、日当の 1 / 2 は支給しないこととされており、精算により日当の 1 / 2 を戻入されたい。 なお、キャリアサポート課にあっては、研修旅費の支給マニュアルの改訂（令和 7 年 4 月 1 日）について、庁内周知を徹底されたい。	研修旅費の支給マニュアルに沿った旅費の支給となるように、借上げバスを使用した行政視察の旅費の日当の 1 / 2 を戻入した。